墨東病院周産期センターにおける11月の当直体制について

墨東病院では、総合周産期母子医療センターの確実な体制を確保するため、11月については以下の当直体制で対応します。

なお、引続き、関係局、地元医師会、関係機関等と協議を続け、体制の充実に取り組んでいきます。

1 11月の当直体制

(1)産科医師の当直について、11月の土曜日、日曜日、祝日(計12日)を可能な限り 2人体制(詳細は下記のとおり)とします。

平日は従来どおり2人体制

(2)また、一人体制の場合は、常勤医師による当直体制とします。

《 11月の土曜日・日曜日・祝日の当直体制 》

平成20年7月1日から原則として1人体制だったところを次のとおりとする。

土曜日の体制 5日間のうち、4日間を2人体制

日曜日・祝日 7日間のうち、3日間は全日2人体制

2日間は夜間当直のみ2人体制

1人体制となる日

8日(土)・9日(日)・16日(日)の3日間は全日、23日(日)及び30日(日)の日中

《 問い合わせ先 》

病院経営本部経営企画部総務課 谷田・戸田 電話03-5320-5828・5805 内線50-102・130